



株式会社 YUASA



第147回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時

受付開始 午前9時

開催場所

住友不動産神田ビル3階 ベルサール神田

東京都千代田区神田美土代町7番地

議案

- 第1号議案 取締役10名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容の一部改定の件



・2026年4月1日をもって、ユアサ商事株式会社から『株式会社YUASA』へ商号変更いたしました。

・株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ



代表取締役社長

田村 博之

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
ここに、第147回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、今年創業360年の大きな節目を迎えました。また、2026年3月期は長期ビジョン「ユアサビジョン360」及び中期経営計画「Growing Together 2026」の最終年度でありました。基本方針として、モノづくり、すまいづくり、環境づくり、まちづくりの分野においてお取引先さまとともに「つなぐ」イノベーションにより社会課題を解決し、新たな市場を創り、国内及び海外に展開することで、企業価値の向上に取り組んでまいりました。

また、2026年4月に、2036年の創業370周年を見据えた長期ビジョン「YUASA vision370」と、2031年3月までの5カ年を対象とする中期経営計画「Reborn 2031」を発表いたしました。この5年間を「攻めるための基盤強化」の期間と位置づけ、事業基盤、人財基盤、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

2026年6月

企業理念

YUASAグループは、地球環境との調和を機軸として、世界のいかなる国、地域においても
 互利共生の関係を重視し、企業活動を通じて、
 より人間らしい豊かな社会づくりに貢献します。

誠実と信用

YUASAグループは、世界の多様な民族、宗教、文化、習慣、制度に対する認識と理解の上に、公正かつ堅実・誠実な活動を通じて、信頼され認められる企業の確立に努めます。

進取と創造

YUASAグループは、事業領域を弾力的かつ社会のニーズによつて的確に把握し、イノベーションを志向する先進企業集団の形成を目指します。

また、優れた技術・製品の導入及びシステム、サービスの開発を行い、専門分野に精通した部門あるいはグループ企業を通じて、無駄のない合理的な方法によって、顧客の皆さまに満足を提供します。

人間尊重

YUASAグループは、社員の個性と権利を尊重するとともに、相互信頼と協調の精神に立脚した組織とルールのもとに、起業家精神と革新的な発想を追求し、実践できる職場環境の形成に注力します。社員は、各自の目標と責任を明確にし、成果を追求するとともに、事業活動において創造性を発揮することによって経営を分担します。会社は、活動の成果に対しては成果配分を徹底し、社員の貢献に応えます。

目次

第147回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	7
第1号議案 取締役10名選任の件	7
第2号議案 監査役2名選任の件	15
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	17
第4号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容一部改定の件	18
事業報告	23
1. 企業集団の現況に関する事項	23
2. 会社の株式に関する事項	38
3. 会社役員に関する事項	39
4. 会計監査人の状況	45
5. 会社の体制及び方針	46
連結計算書類	48
連結貸借対照表	48
連結損益計算書	49
連結株主資本等変動計算書	50
計算書類	51
貸借対照表	51
損益計算書	52
株主資本等変動計算書	53
監査報告書	54

株 主 各 位

証券コード8074
2026年6月4日

東京都千代田区神田美土代町7番地

株式会社 YUASA

代表取締役社長 田村 博之

第147回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第147回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第147回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.yuasa.co.jp/ir/information/meeting>)



また上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Y U A S A」または「コード」に当社証券コード「8074」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使の方法は「議決権行使についてのご案内」（5頁から6頁）をご参照のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル3階 ベルサール神田 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 - 第147期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第147期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役10名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容の一部改定の件
4. 議決権の行使についてのご案内	5頁から6頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 電子提供措置事項のうち、事業報告の会社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款の定めに従い、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 新中期経営計画「Reborn 2031」の詳細については、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト » <https://www.yuasa.co.jp>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時入力完了分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

××××年××月××日

議案	議案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否
第4号	賛 否

1. _____

2. _____

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

XXXXXXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

見本

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	議案に対する賛否	
第1号	賛	否
	但し	を除く
第2号	賛	否
	但し	を除く
第3号	賛	否
第4号	賛	否

【第1号、第2号議案】

- 全ての候補者に賛成の場合 “賛” を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合 “否” を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 “賛” を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

【第3号、第4号議案】

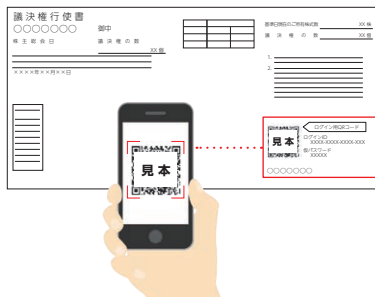
- 賛成の場合 “賛” を○で囲んでください。
- 否認する場合 “否” を○で囲んでください。

※各議案につきましては、賛否の記載が無い場合、“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

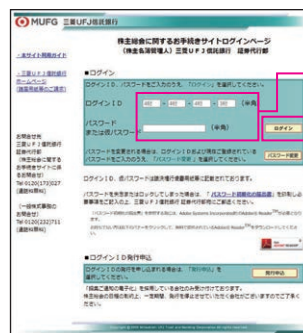
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。※書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。またインターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。※午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類－議案及び参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

現任の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性と健全性を維持し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、社外取締役4名を含む取締役10名（新任の取締役3名。うち、1名は社外取締役）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、ガバナンス諮問委員会の答申を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における地位及び担当	
1	た田	むら村	ひろ博	ゆき之	代表取締役社長執行役員 海外事業推進担当	再任
2	むら村	やま山	ひで英	あき明	上席執行役員 社長補佐	新任
3	はま濱	やす安		まもる守	常務取締役執行役員 営業部門統括 工業マーケット事業本部長	再任
4	おお大	むら村	たか貴	おみ臣	取締役執行役員 営業部門副統括 建設マーケット事業本部長	再任
5	たけ竹	お尾	まれ希	すけ典	取締役執行役員 住環境マーケット事業本部長	再任
6	すず鈴	き木	のぶ啓	よし由	上席執行役員 経営管理部門副統括	新任
7	ひら平	い井	よし嘉	ろう朗	社外取締役	再任 社外 独立
8	みつ光	なり成	み美	き樹	社外取締役	再任 社外 独立
9	まち町	だ田	ゆき悠	こ生子	社外取締役	再任 社外 独立
10	の野	せ瀬	ひろ裕	ゆき之	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

(参考) 本定時株主総会後の取締役のスキルマトリックス

氏名	当社における地位及び主な担当	企業経営	マーケティング	組織・ 人材開発	財務・会計	法務・ リスク マネジメント	グローバル
田 村 博 之	代表取締役会長執行役員 海外事業推進担当	○	○	○			○
村 山 英 明	代表取締役社長CEO執行役員	○	○		○	○	
濱 安 守	専務取締役執行役員 営業部門統括 工業マーケット事業本部長	○	○	○			○
大 村 貴 臣	取締役執行役員 営業部門副統括 建設マーケット事業本部長	○	○	○			
竹 尾 希 典	取締役執行役員 住環境マーケット事業本部長	○	○	○			
鈴 木 啓 由	取締役執行役員 経営管理部門統括 地域・グループ担当			○	○	○	
平 井 嘉 朗	社外取締役	○	○	○			○
光 成 美 樹	社外取締役		○	○		○	
町 田 悠生子	社外取締役			○		○	
野 瀬 裕 之	社外取締役	○	○	○			○

※各取締役のこれまでの経験をもとに、特に期待する専門的な知見を有する分野について4つまで記載しており、有する全ての知見や経験を表すものではありません。

候補者番号	1	た む ら ひ ろ ゆ き 田村 博之 (1959年7月16日生)	所有する当社の株式数 9,800株 取締役会への出席状況 13回/14回
-------	---	--------------------------------------	---



再 任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
1997年4月 YUASA MECHATRONICS(M)SDN. BHD.社長
2000年3月 YUASA WARWICK MACHINERY LTD.社長
2002年10月 YUASA SHOJI EUROPE B.V.社長
2007年4月 当社ファクトリーソリューション本部長
2009年4月 当社執行役員ファクトリーソリューション本部長
2010年6月 当社取締役執行役員海外事業推進担当兼ファクトリーソリューション本部長
2013年6月 当社常務取締役執行役員海外事業推進担当兼ファクトリーソリューション本部長
2014年4月 当社常務取締役執行役員工業マーケット事業本部長兼海外事業推進担当兼ファクトリーソリューション本部長
2016年4月 当社専務取締役執行役員工業マーケット事業本部長兼海外事業推進担当
2017年4月 当社代表取締役社長執行役員
2021年4月 当社代表取締役社長執行役員兼海外事業推進担当（現任）

取締役候補者とした理由

田村博之氏は、取締役執行役員工業マーケット事業本部長などを歴任し、産業機器部門及び工業機械部門を熟知するとともに、当社海外子会社の代表及び海外事業推進担当取締役を務めるなど、海外事業においても豊富な経験と実績を有しております。また、2017年4月に当社代表取締役社長に就任以来、優れた経営手腕を発揮しており、今後は代表取締役会長として、当社及び当社グループの発展に貢献いただくことが適当と判断し、候補者となりました。

候補者番号	2	む ら や ま ひ で あ き 村山 英明 (1970年7月3日生)	所有する当社の株式数 500株 取締役会への出席状況 ー
-------	---	---------------------------------------	---------------------------------



新 任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月 当社入社
2016年10月 東洋産業㈱（現ユアサクオビス㈱）代表取締役社長
2019年1月 ユアサクオビス㈱代表取締役社長
2023年4月 当社執行役員ユアサクオビス㈱代表取締役社長
2024年4月 当社執行役員経営管理部門副統括
2026年4月 当社上席執行役員社長補佐（現任）

取締役候補者とした理由

村山英明氏は、執行役員として当社子会社であるユアサクオビス㈱の代表取締役社長などを歴任し、建材及び住設・空調部門を熟知するとともに、経営管理部門副統括として、当社及び当社グループのガバナンス強化並びに経営基盤の強化に取り組む、豊富な経験と実績を有しております。今後は代表取締役社長CEOとして、その知見と優れた経営手腕を当社及び当社グループの発展のために活かしていただくことが適当と判断し、候補者いたしました。

候補者番号	3	はまやす 濱安	まもる 守 (1961年5月31日生)	所有する当社の株式数	2,300株
				取締役会への出席状況	14回/14回



再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2011年4月 当社ファクトリーソリューション本部次長
2012年4月 湯浅商事（上海）有限公司総経理兼営業統括
2014年4月 当社東アジアエリア統括兼湯浅商事（上海）有限公司董事長・総経理
2015年4月 当社執行役員東アジアエリア統括兼湯浅商事（上海）有限公司董事長・総経理
2016年12月 当社執行役員ユアサテクノ(株)（現 ユアサネオテック(株)）代表取締役社長
2021年4月 当社執行役員ユアサネオテック(株)代表取締役社長
2021年6月 当社上席執行役員ユアサネオテック(株)代表取締役社長
2022年4月 当社上席執行役員工業マーケット事業本部長
2022年6月 当社取締役執行役員工業マーケット事業本部長
2024年4月 当社常務取締役執行役員営業部門統括兼工業マーケット事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

濱安守氏は、執行役員及び上席執行役員として当社海外子会社の代表や当社子会社であるユアサネオテック(株)の代表取締役社長、工業マーケット事業本部長などを歴任し、産業機器部門及び工業機械部門を熟知し、豊富な経験と実績を有しております。今後も工業分野全般の事業強化の一翼を担っていただくとともに、営業部門統括として当社及び当社グループの発展に貢献いただくことが適当と判断し、候補者いたしました。

候補者番号	4	おおむら 大村	たかおみ 貴臣 (1968年4月27日生)	所有する当社の株式数	1,900株
				取締役会への出席状況	14回/14回



再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年10月 マクロス(株)（現 ユアサマクロス(株)）入社
2002年4月 マクロス(株)統括部長
2012年4月 ユアサマクロス(株)取締役統括部長
2015年4月 ユアサマクロス(株)代表取締役社長
2018年4月 当社執行役員建材本部長
2023年4月 当社上席執行役員建設マーケット事業本部長
2023年6月 当社取締役執行役員建設マーケット事業本部長
2024年4月 当社取締役執行役員営業部門副統括兼建設マーケット事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

大村貴臣氏は、当社子会社であるユアサマクロス(株)の代表取締役社長や執行役員建材本部長などを歴任し、取締役建設マーケット事業本部長として、建設機械・建材部門を熟知し、豊富な経験と実績を有しております。今後も建設分野全般の事業強化の一翼を担っていただくとともに、営業部門副統括として当社及び当社グループの発展に貢献いただくことが適当と判断し、候補者いたしました。

候補者番号 5	たけ お まれすけ 竹尾 希典 (1968年8月24日生)	所有する当社の株式数 1,300株 取締役会への出席状況 14回/14回
----------------	---	---



再 任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社
 2012年 4 月 (株)マルボシ代表取締役社長
 2015年 4 月 当社東部・西部住環境本部次長
 2018年 4 月 当社東部・西部住環境本部副本部長
 2019年 4 月 当社西部住環境本部長
 2020年 4 月 当社執行役員西部住環境本部長
 2022年 4 月 当社執行役員東部住環境本部長
 2024年 4 月 当社上席執行役員住環境マーケット事業本部長兼スマートエネルギー事業部長
 2024年 6 月 当社取締役執行役員住環境マーケット事業本部長兼スマートエネルギー事業部長
 2026年 4 月 当社取締役執行役員住環境マーケット事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

竹尾希典氏は、執行役員西部及び東部住環境本部長を歴任し、取締役住環境マーケット事業本部長として、住設・管材・空調部門を熟知し、豊富な経験を有しております。今後も住環境分野全般の事業強化の一翼を担っていただくとともに、当社及び当社グループの発展に貢献いただくことが適当と判断し、候補者いたしました。

候補者番号 6	すず き のぶよし 鈴木 啓由 (1966年10月18日生)	所有する当社の株式数 900株 取締役会への出席状況 ー
----------------	--	---------------------------------



新 任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社
 2018年 4 月 当社東部・西部住環境本部副本部長
 2022年 4 月 当社西部住環境本部長
 2023年 4 月 当社執行役員 西部住環境本部長
 2024年 4 月 当社執行役員 東部住環境本部長
 2026年 4 月 当社上席執行役員経営管理部門副統括 (現任)

取締役候補者とした理由

鈴木啓由氏は、執行役員西部及び東部住環境本部長などを歴任し、住設・管材・空調部門を熟知し、豊富な経験を有しております。今後は経営管理部門統括取締役として当社及び当社グループのガバナンス強化並びに経営基盤の強化に取り組み、その知見を当社及び当社グループの発展のために活かしていただくことが適当と判断し、候補者いたしました。

候補者番号	7	ひら い よしろう 平井 嘉朗 (1961年1月26日生)	所有する当社の株式数	0株
			取締役会への出席状況	14回/14回



再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 旧(株)イトーキ入社
2009年7月 (株)イトーキ人事部長
2012年5月 同社営業戦略統括部長
2013年1月 同社執行役員営業戦略統括部長
2015年1月 同社執行役員
2015年3月 同社代表取締役社長
2022年3月 同社特別顧問 (2023年3月退任)
2023年1月 オープンワーキング(株)代表取締役社長 (現任)
2023年6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況) オープンワーキング(株)代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

平井嘉朗氏は、長年にわたり企業人として(株)イトーキの経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待できるものと判断して社外取締役候補者といいました。なお、当社はオープンワーキング(株)が主催するセミナー等の参加費用の支払がありますが、その額が年額1.5百万円以内であり、同社にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、「主要な取引先」に該当するものではありません。以上のことから、同氏は独立性を有していると判断しております。同氏が選任された場合は、ガバナンス諮問委員会委員として当社の取締役の選任及び解任、報酬等を始めたガバナンス関連事項に対し、中立的な立場で監督機能を担っていただくとともに、サステナビリティ推進委員会委員として、ESGの重要課題を含めたサステナビリティに資する経営推進に係る事項について助言・答申をいただく予定です。

候補者番号	8	みつなり みき 光成 美樹 (1972年2月29日生)	所有する当社の株式数	0株
			取締役会への出席状況	14回/14回



再任

社外取締役候補者

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月 東急不動産(株)入社
2001年2月 富士総合研究所(株) (現 みずほリサーチ&テクノロジー(株)) 入社
2011年9月 (株)FINEV代表取締役 (現任)
2020年3月 (株)船井総研ホールディングス社外取締役 (2023年3月退任)
2020年6月 公益財団法人日本適合性認定協会 理事 (非常勤) (現任)
2020年6月 (株)ヤマダホールディングス社外取締役 (現任)
2022年6月 (株)ソラスト社外取締役 (現任)
2023年6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況) (株)FINEV代表取締役

公益財団法人日本適合性認定協会 理事 (非常勤)

(株)ヤマダホールディングス社外取締役

(株)ソラスト社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

光成美樹氏は、企業のサステナビリティに関するコンサルティング業務に携わり、公的機関の理事を務めるなど高い見識を持つとともに、自らコンサルティング会社の経営に携わっていることから、独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待できるものと判断して社外取締役候補者といいました。なお、当社は同氏が代表取締役を務める(株)FINEVと当社グループのサステナビリティ推進に関する方針、体制整備や情報開示に係る助言を求めるため、コンサルティング契約を締結しておりますが、その契約額は年額10百万円以内であり、同社にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではありません。また、当社及び当社グループは(株)ヤマダホールディングス及びその連結子会社と電気機械器具等の売買などの取引がありますが、その取引額は当社の2026年3月期の連結売上高の1%未満及び(株)ヤマダホールディングスの2026年3月期の連結売上高の1%未満であり、「主要な取引先」に該当するものではなく、その取引条件も当社と関係を有しない他の事業者と同様のものです。以上のことから、同氏は独立性を有していると判断しております。同氏が選任された場合は、ガバナンス諮問委員会委員として当社の取締役の選任及び解任、報酬等を始めたガバナンス関連事項に対し、中立的な立場で監督機能を担っていただくとともに、サステナビリティ推進委員会委員として、ESGの重要課題を含めたサステナビリティに資する経営推進に係る事項について助言・答申をいただく予定です。

候補者番号	9	まちだ ゆきこ 町田 悠生子 (1984年3月24日生)	所有する当社の株式数 取締役会への出席状況	0株 14回/14回
-------	---	---------------------------------	--------------------------	---------------



再 任

社外取締役候補者

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
新四谷法律事務所入所
2012年 6 月 五三・町田法律事務所設立
同事務所パートナー（現任）
2017年 4 月 第二東京弁護士会労働問題検討委員会副委員長（現任）
2023年 8 月 東洋電機製造株式会社社外取締役（現任）
2023年10月 東京紛争調整委員会委員（現任）
2024年 6 月 当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）五三・町田法律事務所パートナー
第二東京弁護士会労働問題検討委員会副委員長
東洋電機製造株式会社社外取締役
東京紛争調整委員会委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

町田悠生子氏は、弁護士の資格を有し、特に労働法務について高い識見を有し、女性活躍やハラスメントに関する執筆、講演等も多数行っております。また、上場会社における社外役員の経験を有しており、その経験から当社取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言と当社人事・労務の課題に関する助言・提言を期待できるため、社外取締役候補者といたしました。なお、当社は同氏が所属する五三・町田法律事務所の他のパートナー弁護士との間で、当社の人事・労務に係る助言を求めるため、コンサルティング契約を締結したことがありますが、その契約額は年間1.5百万円以内であり、また、過去に個別の訴訟事案があった際にも、同弁護士及び町田悠生子氏との契約総額は年間4百万円を超えることはなく、同事務所にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではありません。また、社外取締役を務める東洋電機製造㈱との間には取引関係はありません。以上のことから、同氏は独立性を有していると判断しており、同氏が選任された場合は、ガバナンス諮問委員会委員として当社の取締役の選任及び解任、報酬等を始めたガバナンス関連事項に対し、中立的な立場で監督機能を担っていただくとともに、サステナビリティ推進委員会委員として、ESGの重要課題を含めたサステナビリティに資する経営推進に係る事項について助言・答申をいただく予定です。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号	10	のせ ひろゆき 野瀬 裕之 (1963年2月3日生)	所有する当社の株式数 取締役会への出席状況	0株 —
-------	----	-------------------------------	--------------------------	---------



新任

社外取締役候補者

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 サッポロビール(株) (現 サッポロホールディングス(株)) 入社
 2015年 3月 サッポロホールディングス(株)取締役戦略企画部長
 2019年 3月 サッポロビール(株) (新会社) 取締役常務執行役員営業本部長
 2020年 3月 サッポロビール(株)取締役常務執行役員マーケティング本部長国内営業部門管掌
 2021年 3月 サッポロビール(株)代表取締役社長兼サッポロホールディングス(株)常務グループ執行役員
 2023年 6月 (株)帝国ホテル社外取締役 (現任)
 2025年 3月 サッポロビール(株)会長 (現任)

(重要な兼職の状況) サッポロビール(株)会長
 (株)帝国ホテル社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

野瀬裕之氏は、長年にわたり企業人としてサッポロビール(株)及びサッポロホールディングス(株)の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待できるものと判断して社外取締役候補者といたしました。なお、当社及び当社グループと同氏及び兼職先との間に特別の関係はなく、同氏は独立性を有していると判断しており、同氏が選任された場合は、ガバナンス諮問委員会委員として当社の取締役の選任及び解任、報酬等を始めとしたガバナンス関連事項に対し、中立的な立場で監督機能を担っていただくとともに、サステナビリティ推進委員会委員として、E S Gの重要課題を含めたサステナビリティに資する経営推進に係る事項について助言・答申をいただく予定であります。

- (注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2 平井嘉朗、光成美樹、町田悠生子及び野瀬裕之の4氏は社外取締役候補者であります。なお、4氏は東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
 3 平井嘉朗、光成美樹及び町田悠生子の3氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は平井及び光成両氏が3年、町田氏が2年であります。
 4 当社は平井嘉朗、光成美樹及び町田悠生子の3氏との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。なお、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。また、野瀬裕之氏との間に同責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。
 5 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6 YUASA WARWICK MACHINERY LTD.は2008年9月に保有株式を全て売却いたしました。
 7 YUASA SHOJI EUROPE B.V.は2005年8月に会社を清算いたしました。

第2号議案

監査役2名選任の件

監査役前夢威及び本田光宏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1	まえだ たけし 前夢威 (1961年7月25日生)	所有する当社の株式数 2,300株 取締役会への出席状況 14回/14回 監査役会への出席状況 14回/14回
----------------	--	---



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社
2007年4月	当社財務部次長
2012年4月	当社関西支社副支社長
2014年4月	当社関連事業部長
2016年4月	当社財務部長
2020年4月	当社関西支社副支社長兼大阪管理部長
2022年4月	当社監査役室
2022年6月	当社常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

前夢威氏は、当社の財務部門及び当社の経営管理部門で長年にわたる経理業務、経営管理業務に関する経験及び当社常勤監査役としての実績を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有するものと判断し、候補者としたしました。

再 任

候補者番号 2	ほんだ みつひろ 本田 光宏 (1961年7月7日生)	所有する当社の株数	0株
		取締役会への出席状況	14回/14回
		監査役会への出席状況	14回/14回



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年 4月 国税庁入庁
 2010年 7月 高松国税局総務部長
 2012年 7月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 (2026年3月退任)
 2013年 5月 T O M A 税理士法人国際税務顧問 (現任)
 2017年 4月 公益財団法人租税資料館研究助成等選考委員 (現任)
 2017年 8月 国際連合 国際租税協力専門家委員会委員 (2021年6月退任)
 2018年 6月 当社社外監査役 (現任)
 2021年 9月 横浜冷凍(株)社外取締役 (現任)
 2026年 4月 早稲田大学大学院会計研究科教授 (現任)

再 任

社外監査役候補者

独立役員

社外監査役候補者とした理由

本田光宏氏は社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり国税庁において、また大学院教授として培ってきた税務の専門家としての知識を有しており、幅広い知識を活かした、独立かつ中立の立場から客観的な監査意見を表明していただけるものと期待しております。また、長年にわたり培われた税務及び会計に関する十分な知見を有することから、独立した視点で企業会計及び税務に関して適切なモニタリングが実行され、取締役会等において会社経営の安定性や健全性を見極め、内部者とは異なった大局的かつ長期的見地から厳正中立な立場で監査を遂行できる能力と経営陣に対する鋭いチェック機能を有していると判断し、候補者となりました。なお、当社及び当社グループと同氏及び兼職先との間に特別の関係はなく、同氏は独立性を有していると判断しており、同氏が選任された場合は、ガバナンス諮問委員会委員として当社の取締役の選任及び解任、報酬等を始めとしたガバナンス関連事項に対し、中立的な立場で監督機能を担っていただく予定です。

- (注) 1 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
- 2 本田光宏氏は、社外監査役候補者であり、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 本田光宏氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は8年であります。
- 4 当社は本田光宏氏との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定です。また、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。
- 5 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。なお、両候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が、法令に定める基準を満たさない場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

	ます だ 増田 正志 (1949年4月20日生)	所有する当社の株式数 0株
--	-----------------------------	------------------

補欠の社外監査役候補者

独立役員

■ 略歴	
1980年11月	監査法人第一監査事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1984年3月	公認会計士登録
2012年6月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退職
2014年6月	公益社団法人日本ユネスコ協会連盟監事（非常勤）（現任）
2021年6月	公益財団法人コカ・コーラ教育・環境財団監事（非常勤）（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

増田正志氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公的法人等の監事などを務めるとともに、公認会計士として豊富な経験と実績を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有するものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1 増田正志氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 増田正志氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 3 増田正志氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 4 増田正志氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。
- 5 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。なお、候補者が補欠監査役に選任され、監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

取締役等に対する株式報酬等の額及び内容の一部改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下本議案において同じ。）及び委任契約を締結している執行役員（国内非居住者を除きます。以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動株式報酬」で構成されております。業績連動株式報酬については信託（以下、「本信託」といいます。）を活用しており、2018年6月22日開催の第139回定時株主総会（以下、「第139回総会」といいます。）におけるご承認に基づき、原則として、当社の中期経営計画の期間に対応した3事業年度を対象として当社が本信託に拠出する金員の上限は合計540百万円、本信託から取締役等に交付及び給付（以下、「交付等」といいます。）がなされる当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）の数の上限は1事業年度当たり56,000ポイント（56,000株相当）としております。

今般、2026年度に開始する中期経営計画「Reborn 2031」の対象が5事業年度になること等を踏まえ、業績連動株式報酬の額及び内容を一部改定することといたしたいと存じます（以下、改定後の業績連動株式報酬を「本制度」といいます。）。

改定内容は下表のとおりであり、これ以外の内容については第139回総会でご承認いただいた内容から変更はございません。

	改定前	改定後
対象とする期間（以下、「対象期間」といいます。）	中期経営計画に対応する連続する3事業年度	中期経営計画に対応する連続する事業年度（今般の改定後当初については連続する5事業年度）
当社が拠出する金員の上限	対象期間を対象として合計540百万円	180百万円に対象期間を乗じた金額（今般の改定後当初の5事業年度については900百万円）
本信託から取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限	1事業年度当たり56,000ポイント	56,000ポイントに対象期間を乗じた数（今般の改定後当初の5事業年度については280,000ポイント）
業績達成条件の内容	中期経営計画に掲げる会社業績指標（現行の中期経営計画では、連結売上高、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益）の達成度等に応じて変動	中期経営計画に掲げる業績指標の達成度等に応じて変動

本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、改定内容は相当であると考えております。

本議案は、2021年6月24日開催の第142回定時株主総会におけるご承認に基づく報酬限度額（年額380百万円以内。うち、社外取締役50百万円以内）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員（上席執行役員を含む。）は18名であります。

また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案ではそれらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額及び内容の一部改定を提案するものであります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として本信託を通じて当社株式が取得され、取締役等に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。（詳細は下記（2）以降のとおりです。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。） ・ 当社と委任契約を締結している執行役員（国内非居住者を除きます。）
-------------------------	---

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおりです。）	180百万円に対象期間を乗じた金額（今般の改定後当初の5事業年度については900百万円）
本信託から取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記（2）及び（3）のとおりです。）	・ 56,000ポイントに対象期間を乗じた数（今般の改定後当初の5事業年度については280,000ポイント） ・ 1事業年度あたりに取締役等に付与されるポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式の総数（2026年3月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約0.26％ ・ 当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定。なお、本制度については、株式市場から取得するため、本制度による株式価値の希薄化は生じません

③業績達成条件の内容（下記（３）のとおりです。）	・中期経営計画に掲げる業績指標の達成度等に応じて変動 ・今般の改定後当初の５事業年度については、経常利益額、ＲＯＩＣ及び海外売上高を指標として採用予定
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（４）のとおりです。）	・原則として取締役等の退任時

（２）当社が拠出する金員の上限

本制度は、中期経営計画に対応する連続する事業年度を対象期間とします。本（２）第４段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各中期経営計画の期間に対応した連続する事業年度を対象期間とします。

当社は、対象期間ごとに拠出する信託金の上限を、180百万円に当該対象期間を乗じた金額（今般の改定後当初の５事業年度については900百万円）としたうえで、かかる信託金を取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする対象期間に対応する期間の本信託を設定（本（２）第４段落の信託期間の延長を含みます。以下同じ。）します。なお、１事業年度当たりの上限については、第139回総会でご承認いただいた内容から変更はございません。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記（３）のとおりです。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長します。当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様にすることがあります。

また、信託期間の終了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（３）取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中、毎年所定の時期に以下の２種類のポイントが付与され、原則として取締役等の退任時に、それぞれのポイントの累積値（以下、「累積ポイント」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

①固定ポイント：役位に応じて定められたポイント

②変動ポイント：役位に応じて定められたポイントで、対象期間の満了後に中期経営計画に掲げる業績指標の達成度等に応じ、当該対象期間に付与したかかるポイントの合計値の加減算を行うもの（今般の改定後の５事業年度については、経常利益額、ＲＯＩＣ及び海外売上高を指標として採用予定）

なお、１ポイントは当社株式１株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、１ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

今般の改定後当初の信託期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、56,000ポイントに対象期間の５を乗じたポイント数（対象期間の満了後に行う中期経営計画に掲げる業績指標の達成度等による加算が最大値となる場合を前提とした上限）とし、本信託の信託期間中に取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下、「上限交付株式数」といいます）。そのため、５事業年度を対象とする今般の改定後当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、280,000株となります。上記のポイントの調整がなされた場合、その調整に応じて、上限交付株式数も調整されます。

上記（２）により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、かかる１事業年度当たりの上限数に延長された信託期間の年数を乗じた数に相当する株式数とします。この上限交付株式数は、上記（２）の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。なお、１事業年度当たりの上限については、第139回総会でご承認いただいた内容から変更はございません。

（４）取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記（３）に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイントの50％に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が国内非居住者となる場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

（５）本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

（６）その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

(1) 概況

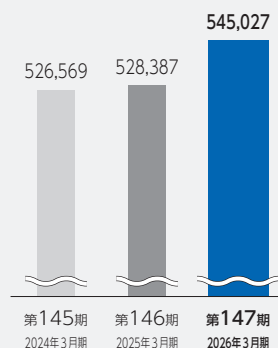
当連結会計年度(2025年4月1日～2026年3月31日)におけるわが国経済は、建設業や物流業を中心に人手不足が常態化しているものの、所得環境などに改善がみられ景気は緩やかな回復が続きました。一方、米国の通商政策や地政学リスクなどにより先行きは引き続き不透明な状況となりました。

工業分野では、自動車関連産業が通商政策の影響を受けたものの、一部の半導体や航空機関連産業などに底堅い設備投資需要がみられました。住宅分野では、「省エネ基準」の適合義務化などにより戸建て住宅を中心に新設住宅着工戸数に落ち込みがみられた一方、機能性の高い商品の需要が堅調に推移しました。建設分野では、社会インフラ整備に関連する需要が高まりました。

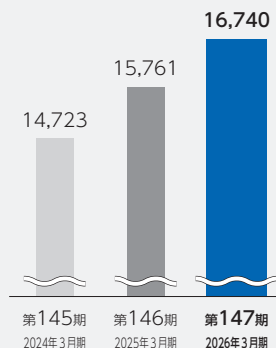
海外では、米国の通商政策等の影響により先行きに不透明感がみられましたが、インドやインドネシアなど東南アジア地域で景気が底堅く推移しました。一方、中国では景気の停滞感がみられました。

このような状況の中、創業360年を迎える2026年3月期は「コアサビジョン360」並びに中期経営計画「Growing Together 2026」の最終年度であり、「風土改革」「DX推進」「サステナビリティ推進」による企業価値の向上に引き続き取り組み、モノづくり、すまいづくり、環境づくり、まちづくりの分野において、「モノ売り」と「コト売り」の両面でマーケットアウト型へのビジネス変革を推進しました。

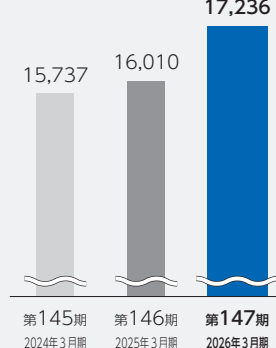
■ 連結売上高 (単位: 百万円)



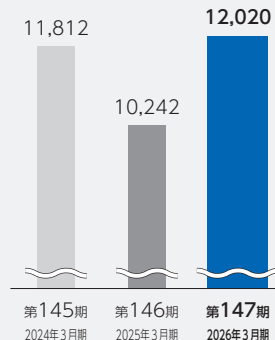
■ 連結営業利益 (単位: 百万円)



■ 連結経常利益 (単位: 百万円)



■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (単位: 百万円)



本書に記載しておりますグラフ、写真、図表等はご参考情報です。

「風土改革」では、働きがい向上と人間尊重をテーマとしたYUASA PRIDEプロジェクトにより社員のエンゲージメントを高め、「総合力」「チャレンジ」「コミュニケーション」をキーワードに、「つなぐ」イノベーションで社会課題を解決できる人材の育成に取り組みました。

「DX推進」では、データ活用基盤構築、DX人材育成、業務プロセス改革、イノベーション創出を進めました。

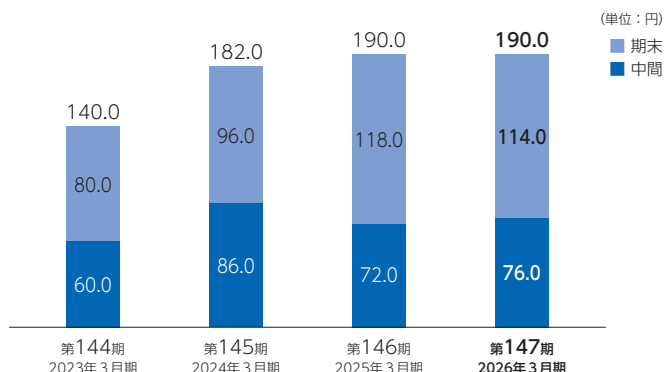
「サステナビリティ推進」では、営業活動及び自社オフィスにおけるCO₂排出量の削減に取り組むとともに、お取引先さまのカーボンニュートラルを支援するグリーン事業を全社で推進しました。

成長戦略として、デジタル戦略においては、無人搬送ロボットなど現場の省人化・省力化に貢献するロボット・AI活用ソリューションの展開を推進しました。海外戦略では、タイ・バンコクのラートクラバン地区に、日本の複数メーカーと連携し日本の住宅ソリューションを集約したモデルハウス「YUASA SAKURA HOUSE」を昨年12月に開設しました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比3.1%増の5,450億27百万円となりました。利益面につきましては、営業利益が167億40百万円（前連結会計年度比6.2%増）、経常利益は172億36百万円（前連結会計年度比7.7%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比17.4%増の120億20百万円となりました。当期の期末配当金につきましては、以上の業績並びに財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実などを勘案した上で、2026年5月8日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当114円とさせていただきます。この結果、年間配当金は2025年12月に実施した中間配当金76円と合わせて190円となり、株主還元率は33.6%となります。

セグメント別の状況は以下のとおりです。

1 株当たり配当金の推移

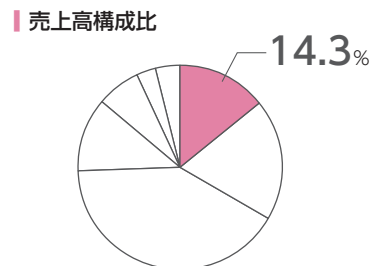
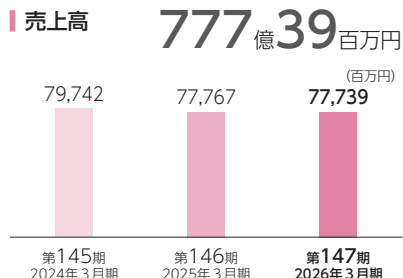


(2) 部門別の営業の概況

部門別の営業の概況は次のとおりであります。



産業機器部門

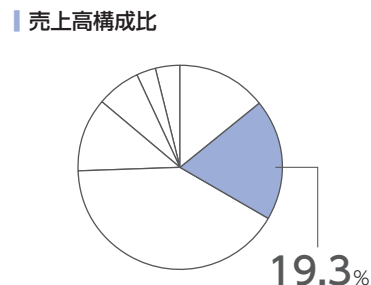
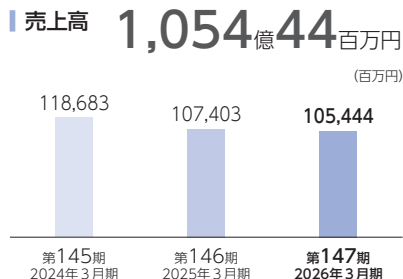


産業機器部門につきましては、自動車関連産業における通商政策や国際情勢の変動といった不確実性は残るものの、サプライチェーンの混乱は徐々に緩和され、需要環境にも安定化の兆しがみられ、切削工具及び工作機械周辺機器の販売が底堅く推移しました。また、深刻化する人手不足を背景に、自動化・省人化ソリューションへの投資意欲は引き続き高水準で推移しました。

このような状況の中、スマートファクトリー化に向けた設備投資や食品製造工場向けのソリューション提案などのフードテック事業は堅調であり、災害対策やBCP(事業継続計画) 関連商材も安定した需要を確保しましたが、売上高は777億39百万円(前連結会計年度比0.0%減)となりました。



工業機械部門



工業機械部門につきましては、深刻化する人手不足を背景とした自動化・省人化ニーズは存在するものの、実際の投資決定が先送りされるなど、全体として厳しい事業環境となりました。一方、国内外を通じ、半導体・データセンター向け冷却装置等の製造設備は好調に推移しており、国内では防衛・航空宇宙関連・造船分野が活況であるとともに、海外では米国現地生産の航空機部品、空調機製造が堅調に推移し、受注環境には改善の傾向がみられました。

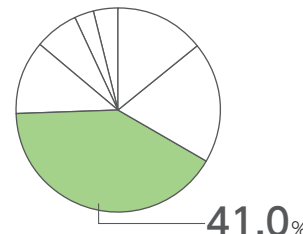
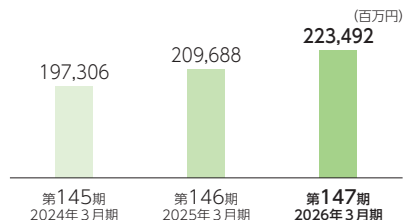
このような状況の中、国内の注力分野である精密板金市場・脆性材加工市場に対して、顧客の生産現場における課題を解決する高付加価値商品の提案を継続し、受注獲得と収益基盤の強化に努めました。また、海外においては、東南アジア諸国を中心に現地資本企業への販売に注力しましたが、売上高は1,054億44百万円(前連結会計年度比1.8%減)となりました。

住設・管材・空調部門



売上高 2,234億92百万円

売上高構成比



住設・管材・空調部門につきましては、少子化の進行、不動産価格の上昇、建築コスト高騰や改正建築基準法の厳格化により、新設住宅着工戸数は減少し、働き方改革、人手不足に伴う工期遅延もみられました。一方で、リフォーム需要は増加し、住宅設備機器は堅調に推移しました。また、データセンターの新設、都市部での大型再開発の増加により、空調関連機器や管材商品などが底堅い動きとなるとともに、物流倉庫や工場建設の省エネ設備投資需要も堅調に推移しました。

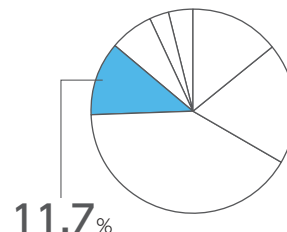
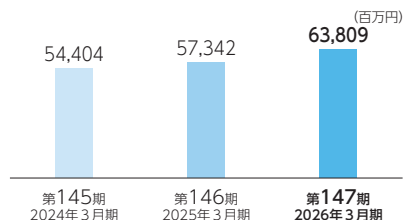
このような状況の中、工期短縮及び省施工の現場ニーズに応えるべく、施工省力化製品の提案や空調改装などエンジニアリング機能の強化に努めました。また、再生可能エネルギー分野においては、一部自治体による太陽光パネル設置義務化の動きや企業のカーボンニュートラル促進を受け、太陽光パネルや蓄電池などのシステム提案を推進した結果、売上高は2,234億92百万円(前連結会計年度比6.6%増)となりました。

建築・エクステリア部門



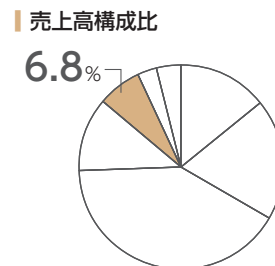
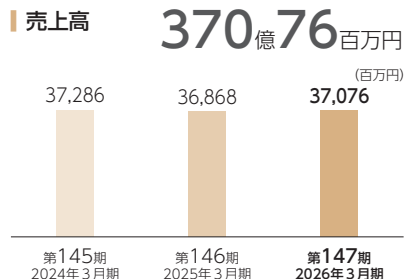
売上高 638億9百万円

売上高構成比



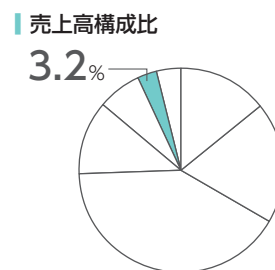
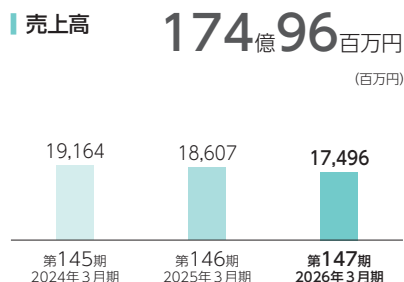
建築・エクステリア部門につきましては、人手不足の常態化と人件費の上昇に加え、資材高騰や納期遅延が継続しました。これらに伴う工期の長期化によって、厳しい市場環境となりました。特に商業施設・店舗や公共施設・学校向けの公共エクステリア製品の販売が伸び悩みました。一方で、自然災害や交通事故対策への意識の高まりから、社会インフラ投資は底堅く推移しました。特に止水板や監視管理システムの防災・防犯関連商品は需要が増加しました。

このような状況の中、再生可能エネルギーを活用したソーラーカーポートやウォークアブルな街づくりに寄与する外構・エクステリア製品のパッケージ提案、再開発案件への建築製作金物の納入に加え、宅配ボックスの拡販に注力した結果、売上高は638億9百万円(前連結会計年度比11.3%増)となりました。



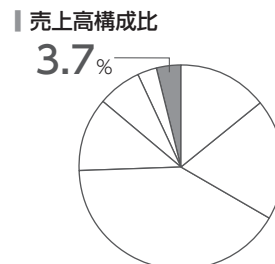
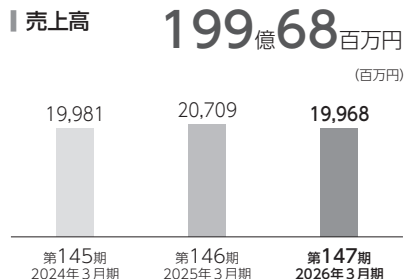
建設機械部門につきましては、国土強靱化に向けたインフラ整備や再開発・更新需要が底堅く推移しました。一方、機械・資材・エネルギー価格の高止まりや人件費の高騰に加え、働き方改革による労働時間制限の影響を受けました。特に技能資格者不足による工事遅延や人手不足の常態化といった構造的課題が顕在化しました。

このような状況の中、さまざまな社会課題の解決を主軸とし、AI・IoT技術による省人化ソリューションや安全対策、CO₂見える化商品の拡販、行政機関への防災・BCP関連商材の提案等を推進しました。さらに、中古建機・農機等のオークション事業をはじめ、建設機械の整備・レンタル機能の拡充に努めた結果、売上高は370億76百万円(前連結会計年度比0.6%増)となりました。



エネルギー部門につきましては、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰に対し、政府による「燃料油価格激変緩和対策事業」が継続実施されたほか、緊急措置として国家原油備蓄の放出が行われるなど、厳しい外部環境となりました。

このような状況の中、東海地方を中心に展開するガソリンスタンド事業では、付加価値の高い洗車、車検、コーティングのほか、レンタカーやカーメンテナンス事業等の強化に注力しました。また、京浜地区における船舶用燃料の販売強化に取り組みましたが、売上高は174億96百万円(前連結会計年度比6.0%減)となりました。



その他部門につきましては、消費財事業では、物価上昇による消費者の購買意欲の落ち込みや季節商品需要の分散化がみられる中、スポットクーラーや空調服に代表される熱中症対策商品の提案に注力し販売が伸長しました。木材事業では、新設住宅着工戸数の減少や建築基準法の改正による駆け込み需要の反動、加えて、輸入木材は円安の影響を受けるなど、年間を通じて木材需要は厳しい状況が続きました。また、造船分野向けの特注木材製品の展開にも人手不足による工期遅延の影響がみられましたが、国内グループ間の連携を強化し、国産材を用いた用途提案や新商品開発、新市場開拓を通じた社会課題解決に向けた取り組みを進めました。

この結果、売上高は199億68百万円(前連結会計年度比3.6%減)となりました。

2 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、情報システムの継続的な開発などを中心にリース資産を含めて総額55億88百万円の設備投資を実施いたしました。

3 資金調達の状況

該当事項はありません。

4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5 他の会社の事業譲受けの状況

該当事項はありません。

6 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

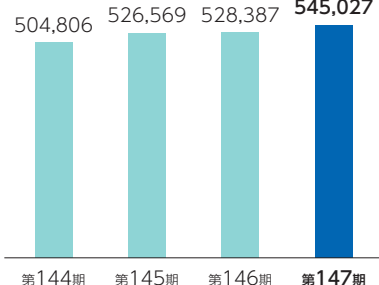
該当事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

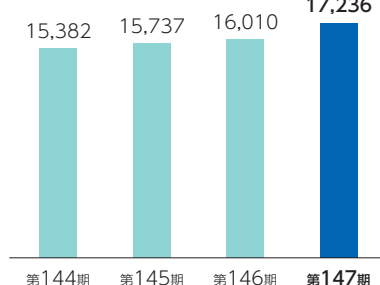
当社は、2025年10月1日付で協栄ジェネックス株式会社及びフジクレスト株式会社の株式を新たに取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

8 財産及び損益の状況の推移

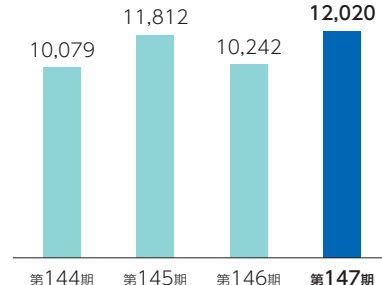
売上高 (単位：百万円)



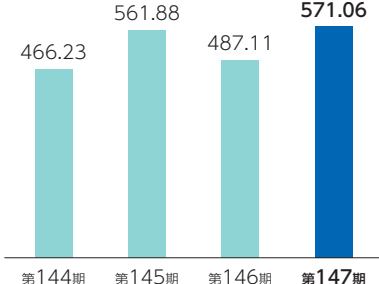
経常利益 (単位：百万円)



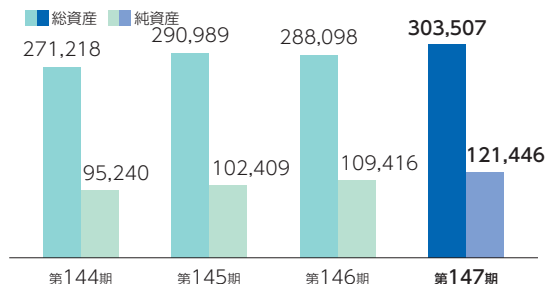
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産／純資産 (単位：百万円)



区分	第144期 (2023年3月期)	第145期 (2024年3月期)	第146期 (2025年3月期)	第147期 (当連結会計年度 (2026年3月期))
売上高 (百万円)	504,806	526,569	528,387	545,027
経常利益 (百万円)	15,382	15,737	16,010	17,236
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,079	11,812	10,242	12,020
1株当たり当期純利益 (円)	466.23	561.88	487.11	571.06
総資産 (百万円)	271,218	290,989	288,098	303,507
純資産 (百万円)	95,240	102,409	109,416	121,446

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。なお、期中平均株式数は、自己株式及び役員報酬BIP信託が所有する当社株式を控除して算出しております。
- 2 記載金額は、1株当たり当期純利益を除いて百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 3 2026年3月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2025年3月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

9 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、特に緊迫化する中東情勢がエネルギー価格の高騰やホルムズ海峡等における物流網の混乱を招き、原材料・エネルギーの安定供給に対する重大な懸念事項となっています。また、日中関係においても、経済安全保障の観点からサプライチェーンの再構築や貿易規制への対応が急務となっており、これら外部環境の激変は当社の事業基盤に直接的な影響を及ぼすものであり、この不透明な環境は依然続くことと認識しております。国内においては、深刻な労働人口の減少や人件費の高騰が続く中、デジタル技術を活用した自動化・省人化ニーズは一層加速しており、カーボンニュートラル実現に向けたグリーンビジネス、資源循環を推進するサーキュラーエコノミーの重要性もかつてないほど高まっています。さらに、自然災害の激甚化や国際情勢の不安定化を受け、安全・安心な社会インフラを維持するための「レジリエンス（強靱化）」対応は、今や社会的な最優先課題です。

このような変化の激しい時代において、当社は変化を恐れず自らを進化させるべく、2036年の創業370周年を見据えた長期ビジョン「YUASA vision 370」及び2026年4月から2031年3月までの5カ年を対象とする中期経営計画「Reborn 2031」を策定しました。

1. 長期ビジョン「YUASA vision 370」の概要

創業370周年を迎える2036年に向け、長期ビジョン「YUASA vision 370」を策定するとともに、創業400年を見据えた新たなグループビジョンを次のように設定しました。

(1) 実現したい社会

つなぐ力で社会の基盤を支え、豊かな、変化に強い未来を実現する

(2) あるべき姿

社員の想像力と経験を育み、人とソリューションで社会課題を解決する

当社の強みである「人材」を中心に据え、今まで以上に社員が活躍できる風土改革を実現し、サステナビリティ経営を推進することで、企業価値向上を目指してまいります。2036年3月期の定量目標を、経常利益額300億円以上、ROIC10%以上、海外売上高1,000億円以上としております。

2. 中期経営計画「Reborn 2031」の概要

10年間の長期ビジョンを「YUASA vision 370」、その10年間で2つのタームに分け、最初の5年間の中期経営計画を「Reborn 2031」と設定しております。後半の5年間で傾斜角の高い成長による収益拡大の実現に向けて今中期経営計画では「事業基盤・人財基盤・経営基盤」の3つの基盤の強化と積極的な投資を行うことで高い成長性・収益性・効率性を目指します。

(1) 定量目標

2031年3月期：経常利益額200億円以上、ROIC8%以上、海外売上高400億円以上

(2) 攻めるための基盤強化

①事業基盤強化

- ・「市場接点の強化・拡大・多様化」「価値創出、課題解決」「サーキュラーエコノミー推進」という終わりなき課題解決のループを大きく早くまわすことでお取引先さまと共に長期的な成長を実現する。
- ・「ビジネスフィールド」と「成長戦略」の再整理、再定義を行うことでさらに総合力やつなぐ力の展開力を強化する。
- ・成長余地が大きい領域である海外戦略を強化する。
- ・つなぐイノベーションの価値を創造する開発モデルのブラッシュアップを図る。
- ・カーボンニュートラルについて事業活動を通じた本業による環境貢献型製品・サービスの取り扱い強化を推進する。

②人財基盤強化

- ・目指す「あるべき姿」として厳しくも働きがいのある環境において会社の成長と社員の成長がリンクしている状態の実現に向けて引き続き風土改革を進める。
- ・人事制度改革として「戦略的な人財配置と獲得」「評価制度の刷新」「自律学習の支援」「マネジメント改革」「柔軟な働き方支援」「モニタリング体制の構築」を方針とする。

③経営基盤強化

変化の激しい経営環境下での持続的な成長に向けて「ガバナンスの強化」「事業戦略を実現する環境づくり」「経営資源の最適配分」「AI・デジタル技術の活用等、次世代の経営基盤強化」を行う。

(3) 投資・資本政策

- ・営業キャッシュフローをベースとした「Reborn 2031」の期間中(2026年4月～2031年3月)の累計投資額として、事業基盤強化に200億円程度、経営基盤強化に170億円程度、人財基盤強化に30億円程度、合計400億円程度を予定し

ております。また、戦略的な追加投資については、内容とタイミングを精査し、外部調達も踏まえ積極的かつ機動的に実行します。

- ・「Reborn 2031」の期間中は累進配当を原則とし、加えて資本効率と財務健全性のバランスを踏まえ、連結株主還元率35%以上、株主資本配当率（DOE）3.5%以上を還元水準といたします。

長期ビジョンと中期経営計画



Reborn2031の5年間では、ユアサビジョン360で培った経験・ノウハウの仕組化に加え、人財と機能を強化することで、継続的な成長を成し遂げる基盤を創る



Y U A S Aグループのサステナビリティ推進

Y U A S Aグループは、360年以上受け継がれてきた経営基盤をさらに進化させるため、企業理念に基づいた「サステナビリティ宣言」を軸にサステナビリティ経営を推進しています。

環境・社会課題の解決を事業成長の機会と捉え、持続的な社会への貢献と企業価値の向上を目指します。

◆サステナビリティ宣言

1

地球環境との調和

Y U A S Aグループ全体のカーボンニュートラルを目指すとともに、双利共生の関係を重視し、気候変動への対応とサプライチェーン全体での環境負荷の低減に努めます。

2

良品奉仕の事業活動

創業から続く「良品奉仕」の精神に基づき、公正かつ堅実・誠実な商取引を行うとともに、『「つなぐ」複合専門商社グループ』として、ステークホルダーとともに安全・安心で豊かな社会づくりを推進します。

3

人間尊重の経営

社員の個性と権利を尊重したダイバーシティ経営を実践し、社員一人ひとりが働きがいをもって成長できる企業グループとして発展してまいります。

◆Y U A S Aグループのマテリアリティ（重要課題）

社会環境の変化、及び2026年4月よりスタートした中期経営計画「Reborn2031」に基づき、マテリアリティを再整理しました。

強固なガバナンスを経営の基盤に据え、持続的な成長と持続可能な社会の実現に貢献していきます。

当社グループのマテリアリティ
URL:<https://www.yuasa.co.jp/sustainability/group/>



伴走と共創による 市場ニーズへの対応	創業以来の「良品奉仕」の精神を軸に、変化の激しい環境をチャンスと捉え、人・モノ・資金・情報・データ・技術などあらゆるものを「つなぐ」力と、当社グループの総合力により、社会や市場課題の解決を実現します。
取引ネットワークの強化	創業以来構築してきた取引ネットワークをさらに発展させ、社会課題の解決を通じて取引先とともに中長期的な成長を実現します。商品・技術・機能・サービスなどを「つなぐ」ことで単独企業では成し得ない価値を創出し、サプライチェーン全体の収益機会を拡大していきます。
気候変動や自然資本への 取り組み	再生可能エネルギー・高効率機器の拡販や省エネ支援を通じてサプライチェーン全体の環境負荷低減を目指すとともに、レジリエントな社会の実現、水資源や生物多様性を含む自然環境の維持・保全に努めます。
循環型ビジネスの構築	当社グループの広範なネットワークで「廃棄」を「資源」へ転換し、循環型ビジネスを進化させることにより、事業を通じて自然資本の維持・保全に貢献していきます。
人財基盤の強化	多様な視点をイノベーションの源泉とし、「個の能力の最大化」そして「個の力と組織力のシナジー創出」により働きがいと働きやすさを両立していきます。社員エンゲージメントを高めることで、挑戦と共創が常態化する企業風土への変革と持続的成長を実現します。
多種多様なリスクへの 準備と対策	事業継続に不可欠な多種多様なリスクに適切に対応していくことをガバナンス体制の中核に据え、「攻め」と「守り」のリスクマネジメントを両輪で推進し、強靱な組織基盤を構築します。

10 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名				資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
国内	(株)	国	興	484 百万円	100.0	機械・工具・電子機器等の販売
	ユ	ア	ネ	301	100.0	工作機械・FA関連機器・工具等の販売
	ユ	ア	ク	352	100.0	住宅設備機器・建設資材の販売及び設置工事の請負
	浦	安	業	150	100.0	空調設備・給排水衛生設備・消防設備の工事
	(株)	マ	ル	100	100.0	バルブ・パイプ・継手等配管資材の販売
	友	工	事	98	100.0	住宅設備機器、管工機材、建築資材及び太陽光発電の販売
	富	士	テ	200	100.0	組立式仮設ハウス（コンテナハウス）の製造販売
	ユ	ア	燃	80	100.0	石油製品の販売
	ユ	ア	プ	450	100.0	生活関連商品の製造・販売
	ユ	ア	木	270	100.0	木材製品・合板の販売
海外	YUASA TRADING VIETNAM CO., LTD.			9,407 百万VND	100.0	機械設備・周辺機器等の販売
	PT.YUASA SHOJI INDONESIA			849,000 千IDR	※100.0	機械設備・周辺機器の販売
	YUASA (THAILAND) CO., LTD.			652 百万THB	100.0	機械設備・周辺機器の販売
	YUASA TRADING INDIA PRIVATE LIMITED			99 百万INR	※100.0	機械設備・周辺機器の販売
	湯 浅 商 事 （ 上 海 ） 有 限 公 司			2,200 千US\$	100.0	機械設備等の販売
	Y U A S A - Y I , I N C .			10 US\$	100.0	工作機械の販売

(出資比率については、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。)

(注) 1 当社の当連結会計年度末における連結対象子会社は上記の重要な子会社16社を含め35社であり、持分法適用会社は1社であります。

2 ※の出資比率は、間接所有による出資を含めて表示しております。

3 2026年3月31日付で、YUASA TRADING (THAILAND) CO., LTD.はYUASA (THAILAND) CO., LTD.に会社名を変更しております。

4 2026年4月9日付で、YUASA TRADING INDIA PRIVATE LIMITEDはYUASA INDIA PRIVATE LIMITEDに会社名を変更しております。

11 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

部門別区分	主な事業内容
産 業 機 器	工具・産業設備・機材・制御機器・物流機器及び食品機械の販売
工 業 機 械	工業機械・工業機器の販売
住設・管材・空調	管材・空調機器・住宅設備機器及び再生可能エネルギー関連機器の販売、建設工事の設計監理及び請負、宅地建物取引
建築・エクステリア	建築資材、景観・エクステリア・土木資材等の販売、外構資材設置工事の設計監理及び請負
建 設 機 械	建設機械・資材の販売及びリース・レンタル、組立式仮設ハウス（コンテナハウス）の製造販売、イベント設営事業、ファニッシング事業
エ ネ ル ギ ー	石油製品の販売
そ の 他	生活関連商品の製造・販売、木材製品の販売

12 主要な拠点等 (2026年3月31日現在)

(1) 当社

本社	東京都千代田区神田美土代町7番地														
名称					所在地			名称					所在地		
支社	関東支社				東京都千代田区			東北支社				仙台市青葉区			
	関西支社				大阪市中央区			北関東支社				さいたま市北区			
	中部支社				名古屋市名東区			中国支社				広島市中区			
	北海道支社				札幌市白石区			九州支社				福岡市中央区			
支店	郡山支店				福島県郡山市			北陸支店				富山県富山市			
	新潟支店				新潟市中央区			京都支店				京都市伏見区			
	長野支店				長野県長野市			姫路支店				兵庫県姫路市			
	東関東支店				千葉県柏市			岡山支店				岡山市北区			
	横浜支店				横浜市西区			四国支店				香川県高松市			
	静岡支店				静岡市葵区			沖縄支店				沖縄県浦添市			
	岡崎支店				愛知県岡崎市										

(注) 1 2026年4月1日付で北陸支店を富山営業所とするとともに、石川県金沢市に金沢支店を設置しました。
2 上記のほか、国内に営業所が11カ所あります。

(2) 子会社

国内	会社名		所在地		会社名		所在地	
	(株) 国興		長野県諏訪市		フジクレスト(株)		東京都大田区	
	中川金属(株)		東京都千代田区		ユアサマクロス(株)		埼玉県行田市	
	ユアサネオテック(株)		東京都千代田区		(株)ラインナップ		名古屋市中区	
	ユアサクオビス(株)		東京都千代田区		富士クオリティハウス(株)		群馬県伊勢崎市	
	(株)マルボシ		大阪市西区		(株)丸建サービス		名古屋市中川区	
	(株)サンエイ		横浜市戸塚区		ユアサ燃料(株)		名古屋市名東区	
	フシマン商事(株)		札幌市北区		ユアサプライムス(株)		東京都中央区	
	友工商事(株)		大阪市中央区		ユアサ木材(株)		東京都千代田区	
	浦安工業(株)		東京都墨田区		ユアシステムソリューションズ(株)		東京都中央区	
	協栄ジェネックス(株)		東京都目黒区		ユアサビジネスサポート(株)		東京都千代田区	

(注) 当社は、2026年10月1日付で協栄ジェネックス株式会社とフジクレスト株式会社の株式を新たに取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めておりません。

	会社名	所在地
海外	YUASA (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク市
	YUASA ENGINEERING SOLUTION(THAILAND)CO.,LTD.	タイ バンコク市
	YUASA TRADING VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン市
	PT. YUASA SHOJI INDONESIA	インドネシア ブカシ市
	YUASA TRADING INDIA PRIVATE LIMITED	インド ハリヤナ州
	YUASA MECHATRONICS(M)SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
	BME INDUSTRIES(M) SDN.BHD	マレーシア ペナン州
	BME TECHNICS SDN.BHD	マレーシア ペナン州
	HENKO MACHINE TOOLS SDN.BHD	マレーシア ジョホールバル州
	HENKO MACHINE TOOLS PTE.LTD	シンガポール
	YUASA TRADING(PHILIPPINES)INC.	フィリピン マカティ市
	Y U A S A - Y I , I N C .	米国 イリノイ州
	YUASA SHOJI MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ レオン市
	湯浅商事（上海）有限公司	中国 上海市
	YUASA TRADING(TAIWAN)CO., LTD.	台湾 台北市

- (注) 1 2026年3月31日付で、YUASA TRADING (THAILAND) CO., LTD.はYUASA (THAILAND) CO., LTD.に会社名を変更しております。
2 2026年4月9日付で、YUASA TRADING INDIA PRIVATE LIMITEDはYUASA INDIA PRIVATE LIMITEDに会社名を変更しております。

13 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

部門別区分				従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
産	業	機	器	399	△25
工	業	機	械	534	35
住	設	・	管 材 ・ 空 調	965	49
建	築	・	エ ク ス テ リ ア	312	146
建	設	機	械	402	3
エ	ネ	ル	ギ	48	△4
そ		の	他	108	△7
全	社	(	共 通)	320	0
合計				3,088	197

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 臨時従業員は含んでおりません。
3 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4 従業員数が197名増加したのは、主に株式取得による連結範囲の変更によるものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,286名	22名増	38.3歳	11.4年

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 臨時従業員は含んでおりません。

14 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	920
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,640
株 式 会 社 り そ な 銀 行	605
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	590

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- 1 発行可能株式総数 40,000,000株
- 2 発行済株式の総数 22,100,000株 (自己株式857,230株を含む)
- 3 株主数 7,397名
- 4 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,615	12.31
ユアサ炭協持株会	998	4.69
野村信託銀行株式会社	931	4.38
BNYM AS AGT/CLTS 10PERCENT	861	4.05
株式会社日本カストディ銀行	797	3.75
光通信KK投資事業有限責任組合無限責任組合員	780	3.67
光通信株式会社	780	3.67
東部ユアサやまずみ持株会	655	3.08
西部ユアサやまずみ持株会	627	2.95
ユアサ商事社員持株会	537	2.52
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	536	2.52

- (注) 1 千株未満は切り捨てて表示しております。
- 2 持株比率については、自己株式を控除して算出し小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。
- 3 当社は自己株式857千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。なお、自己株式には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式 (188千株) は含まれておりません。
- 4 上記信託銀行持株数のうち、当該信託銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 2,615千株 |
| 野村信託銀行株式会社 | 931千株 |
| 株式会社日本カストディ銀行 | 797千株 |
- 5 2026年4月1日付で、ユアサ商事社員持株会はY U A S A社員持株会に名称を変更しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

6 その他株式に関する重要な事項

当連結会計年度中にストック・オプションに係る新株予約権の権利行使により、自己株式を5,700株処分しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 村 博 之	海外事業推進担当
代 表 取 締 役 専 務 取 締 役	田 中 謙 一	経営管理部門統括兼地域・グループ担当兼輸出管理委員会委員長兼倫理・コンプライアンス委員会委員長兼内部統制委員会委員長
常 務 取 締 役	濱 安 守	営業部門統括兼工業マーケット事業本部長
取 締 役	大 村 貴 臣	営業部門副統括兼建設マーケット事業本部長
取 締 役	竹 尾 希 典	住環境マーケット事業本部長
社 外 取 締 役	前 田 新 造	エステー(株)社外取締役
社 外 取 締 役	平 井 嘉 朗	オープンワーキング(株)代表取締役社長 (株)F I N E V代表取締役
社 外 取 締 役	光 成 美 樹	公益財団法人日本適合性認定協会 理事（非常勤） (株)ヤマダホールディングス社外取締役 (株)ソラスト社外取締役
社 外 取 締 役	町 田 悠生子	五三・町田法律事務所パートナー 第二東京弁護士会労働問題検討委員会副委員長 東洋電機製造株式会社社外取締役 東京紛争調整委員会委員
常 勤 監 査 役	前 冴 威	
常 勤 監 査 役	大 谷 宏 充	
社 外 監 査 役	本 田 光 宏	筑波大学大学院教授 TOMA税理士法人国際税務顧問 横浜冷凍(株)社外取締役
社 外 監 査 役	加 城 千 波	弁護士 アテナ法律事務所共同代表

(注) 1 取締役のうち、前田新造、平井嘉朗、光成美樹及び町田悠生子の4氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役のうち、本田光宏及び加城千波の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 社外取締役を除く全取締役は執行役員を兼務しております。
4 常勤監査役前冴威氏は、当社の財務部門及び経営管理部門で長年にわたる経理業務、経営管理業務に関する経験を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有するものであります。
5 常勤監査役大谷宏充氏は、当社の執行役員総務部長を務めるなど、事業・会社運営に関する豊富な経験・見識を有するものであります。
6 社外監査役本田光宏氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有するものであります。
7 社外監査役加城千波氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する十分な知見を有するものであります。
8 当社は、取締役前田新造、同平井嘉朗、同光成美樹、同町田悠生子の4氏及び監査役本田光宏、同加城千波の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職の地位にある者であり、保険料は全額当社が負担しております。
10 古本好之氏は、2025年6月25日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役を辞任により退任しました。
11 社外監査役本田光宏氏は2026年3月31日付で筑波大学大学院教授を退任し、2026年4月1日付で早稲田大学大学院会計研究科教授に就任しました。

2 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員との 員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	261	131	84	44	5
監査役 (社外監査役を除く)	50	50	—	—	3
社外取締役	48	48	—	—	4
社外監査役	20	20	—	—	2
合計	379	250	84	44	14

- (注) 1 監査役の報酬には、2025年6月25日開催の第146回定時株主総会で退任した1名が含まれております。
- 2 取締役及び監査役に対する報酬限度額は、2018年6月22日開催の第139回定時株主総会における決議により、以下のとおり定められております。また、社外取締役分の報酬額については2021年6月24日開催の第142回定時株主総会における決議により（ ）に記載のとおり定められております。
- ①取締役
年額380百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内）。また、別枠で、業績連動型株式報酬制度に基づく報酬等の限度額につき、3事業年度を対象として合計540百万円以内。ただし、2019年度及び2020年度を対象とする2事業年度については合計360百万円以内。なお、業績連動型株式報酬制度の導入に伴い、新株予約権に係る報酬枠を廃止しております。第139回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、第142回定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は3名です。
- ②監査役
年額80百万円以内。新株予約権に係る報酬枠を廃止しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。
- 3 取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬等は、当事業年度に係る取締役（社外取締役を除く）5名に対する役員賞与引当金計上額であります。
- 4 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等57百万円（賞与を含む）は含まれておりません。
- 5 非金銭報酬等の内容は、「（3）報酬等の考え方①取締役の報酬（イ）業績連動報酬」に記載の業績連動株式報酬であります。

(2) 取締役等の報酬に係る決定方針

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてガバナンス諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、ガバナンス諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社の役員報酬は、以下の方針に基づき、決定することといたします。

- ①各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保いたします。
- ②業務を執行する役員の報酬は、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、固定報酬に加え、業績連動報酬を支給し、ステークホルダーと利益を共有するものといたします。
- ③報酬体系・水準については、ガバナンス諮問委員会の答申に基づき、取締役会が決定することとし、客観性・合理性を確保いたします。なお、ガバナンス諮問委員会は代表取締役1名並びに全ての独立社外取締役及び独立社外監査役をもって構成し、独立社外取締役である委員の中から委員の互選により、委員長を選定いたします。
- ④報酬体系・水準は、経済情勢、当社業績及び他社水準等を踏まえて見直しを行います。

なお、2021年5月14日開催の取締役会決議により、取締役の報酬の決定プロセスの一層の公平性・客観性、さらには透明性を確保するために、取締役会で取締役の個人別の報酬等の決定をすることとし、当事業年度にかかる報酬はガバナンス諮問委員会の答申に基づき、2025年6月25日開催の取締役会において取締役の個人別報酬を決定いたしました。

これらの方針に基づき、2018年6月22日開催の第139回定時株主総会及び2021年6月24日開催の第142回定時株主総会で決議された役員報酬額（取締役の金銭報酬にかかる報酬額年額380百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内））の範囲内において取締役会で決定するとともに、株式報酬として、3事業年度合計で540百万円以内といたします。監査役の金銭報酬は報酬額年額80百万円以内の範囲内で、監査役の協議によって決定いたします。なお、社外取締役及び監査役を除く役員の報酬は、基本報酬と業績連動報酬（賞与、株式報酬）で構成いたします。社外取締役は、主に経営の監督機能を、また監査役は監査をそれぞれ適切に行うために独立性を確保する必要があることから、それぞれの報酬は基本報酬のみといたします。

報酬水準は外部専門機関の調査データを参考として客観的なベンチマークを行い、役員の役割・責務毎に設定いたします。また、役員報酬が中長期的な企業価値向上への健全なインセンティブとなるよう、業績連動比率や評価指標については、必要に応じて適宜見直しを行います。

（3）報酬等の考え方

①取締役の報酬

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬（賞与・株式）を支給いたします。なお、社外取締役は基本報酬のみを支給いたします。

（ア）基本報酬

役位に応じた固定額を支給する金銭報酬

（イ）業績連動報酬

業績連動報酬は、賞与及び業績連動株式報酬で構成する。

- ・賞与は、前年度の連結業績及び個人業績等にもとづき、支給額が変動する金銭報酬とする。
- ・業績連動株式報酬は、毎事業年度にポイントとして付与する「固定部分」と中期経営計画最終年度の業績目標達成度に応じて付与する「業績連動部分」で構成し、退任時に交付（1ポイント＝1株）する。なお、その50％は当社株式で交付し、残り50％は所得税等の納税に用いるため、換価処分相当額の金銭で支給する。

②監査役の報酬

監査役の報酬は、その独立性に配慮しつつ、職務及び責務に見合った報酬体系・水準とし、監査役全員の協議により、常勤・非常勤の別に応じて定め、基本報酬として固定額の金銭報酬のみを支給いたします。

【中期経営計画「Growing Together 2026」の最終年度である、2026年3月期を評価対象とする業績連動報酬に係る業績連動係数】

業績評価指標	2026年3月期 実績	評価ウエイト	業績連動係数 (実績値)
連結売上高 (収益認識基準適用前)	5,641億円	1/3	0.4
連結経常利益	172億円	1/3	0.5
親会社株主に帰属する 当期純利益	120億円	1/3	0.5

(注) 中期経営計画「Growing Together 2026」の最終年度である、2026年3月期を評価対象とする業績連動報酬に係る業績連動係数は、業績評価指標の実績値に基づき、0.4となりました。

【業績評価指標】

中長期的な会社業績及び企業価値向上に対するインセンティブ付与を目的とすると同時に、株主の皆さまとの利益意識の共有を目的とし、2026年3月期を最終年度とする中期経営計画「Growing Together 2026」における以下の指標を評価指標とする。

評価指標（基準値）	評価ウエイト	業績連動係数
連結売上高（6,000億円）	1/3	0～2.0
連結経常利益（200億円）	1/3	0～2.0
親会社株主に帰属する当期純利益(132億円)	1/3	0～2.0

（注） 連結売上高は収益認識基準適用前の金額です。

【各評価指標と業績連動係数の関係（業績連動株式報酬の額の決定方法）】

連結売上高 （収益認識基準適用前）	連結経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益	業績連動係数
6,600億円以上	260億円以上	172億円以上	2.0（上限）
6,000億円	200億円	132億円	1.0
5,400億円以下	140億円以下	93億円以下	0（下限）

【取締役の役位ごとの種類別報酬割合】

役位	基本報酬	業績連動報酬		合計
		年次賞与	株式報酬	
代表取締役	55%	30%	15%	100%
専務取締役	56%	30%	14%	
常務取締役	56%	30%	14%	
取締役	57%	30%	13%	

（注） この表は、業績連動報酬の支給額について、業績連動係数を1.0とした場合のモデルであり、当社の業績及び株価の変動等に応じて上記割合も変動します。

（4）報酬を付与する条件の決定に関する方針

取締役の報酬支給額の決定にあたっては、報酬等の公平性・客観性を確保するために、ガバナンス諮問委員会で審議し、取締役会に答申したうえで、ガバナンス諮問委員会の答申内容に基づき、取締役会が決定いたします。

なお、2021年5月14日開催の取締役会決議により、取締役の報酬の決定プロセスの一層の公平性・客観性、さらには透明性を確保するために、取締役会で取締役の個人別の報酬等を決定しております。当事業年度にかかる報酬はガバナンス諮問委員会の答申に基づき、2025年6月25日開催の取締役会において取締役の個人別報酬を決定いたしました。

（5）取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス諮問委員会が多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

- ①社外取締役前田新造氏は、当社及び当社グループと兼職先との間に特別の関係はありません。
- ②社外取締役平井嘉朗氏は、オープンワーキング株式会社の代表取締役社長を務めております。当社は、オープンワーキング株式会社が主催するセミナー等の参加費用の支払がありますが、その額は年額1.5百万円以内であり、同社にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではありません。
- ③社外取締役光成美樹氏は、株式会社F I N E Vの代表取締役と株式会社ヤマダホールディングスの社外取締役を務めております。当社は株式会社F I N E Vと当社グループのサステナビリティ推進に関する方針、体制整備や情報開示に係る助言を求めるため、コンサルティング契約を締結しておりますが、その契約額は年額10百万円以内であり、同社にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではありません。また、当社及び当社グループは株式会社ヤマダホールディングス及びその連結子会社と電気機械器具等の売買などの取引がありますが、その取引額は当社の2026年3月期の連結売上高の1%未満及び株式会社ヤマダホールディングスの2026年3月期の連結売上高の1%未満であります。なお、当社及び当社グループとその他の兼職先との間に特別の関係はありません。
- ④社外取締役町田悠生子氏は、五三・町田法律事務所に所属しております。当社は、五三・町田法律事務所の他のパートナー弁護士との間でコンサルティング契約を締結しておりますが、その契約額は年額1.5百万円以内であり、また同弁護士及び町田氏と過去に個別の訴訟事案の際に契約した総額は年間4百万円以内であり、同事務所にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではありません。なお、当社及び当社グループとその他の兼職先との間に特別の関係はありません。
- ⑤社外監査役本田光宏氏は、当社及び当社グループと兼職先との間に特別の関係はありません。
- ⑥社外監査役加城千波氏は、当社及び当社グループと兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

社外取締役前田新造、同平井嘉朗、同光成美樹、同町田悠生子の4氏及び社外監査役本田光宏、同加城千波の両氏とも、特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との関係について記載すべき事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	前 田 新 造	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に経営者として企業経営における豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視点から適宜発言を行い、独立した立場からの監督・助言機能を果たしております。また、ガバナンス諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定を始めとしたガバナンス関連議案の審議において監督機能を主導しております。
	平 井 嘉 朗	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に経営者として企業経営における豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視点から適宜発言を行い、独立した立場からの監督・助言機能を果たしております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定を始めとしたガバナンス関連議案の審議において監督機能を担っております。
	光 成 美 樹	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に企業のサステナビリティに関するコンサルタントとして豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視点から適宜発言を行い、独立した立場からの監督・助言機能を果たしております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定を始めとしたガバナンス関連議案の審議において監督機能を担っております。
	町 田 悠生子	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に弁護士として豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視点から適宜発言を行い、独立した立場からの監督・助言機能を果たしております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された開催された委員会7回の全てに出席し客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定を始めとしたガバナンス関連議案の審議において監督機能を担っております。
社外監査役	本 田 光 宏	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会それぞれ14回の全てに出席し、主に税務の専門家、学識経験者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視点から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定を始めとしたガバナンス関連議案の審議において監督機能を担っております。
	加 城 千 波	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会それぞれ14回の全て出席し、主に弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視点から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定を始めとしたガバナンス関連議案の審議において監督機能を担っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定及び定款により、社外取締役前田新造、同平井嘉朗、同光成美樹、同町田悠生子の4氏及び社外監査役本田光宏、同加城千波の両氏との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	82百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	82百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記(1)の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 当社の子会社のうち、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けているものがあります。
- 3 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が5百万円あります。

3 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の解任または再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、每期検討を行います。その結果、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制及び方針

1 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社企業価値の源泉について

当社は、「誠実と信用」「進取と創造」「人間尊重」を企業理念として、双利共生の関係を重視し、モノづくり、すまいづくり、環境づくり、まちづくりの分野において、お取引先さまとともに「つなぐ」イノベーションにより社会課題を解決し、新たな市場を創り、国内及び海外に展開することで長年にわたる強い信頼関係を構築してまいりました。当社の企業価値は、このようにして長年にわたって培ってきた強い信頼関係にその源泉を有すると考えております。

(2) 基本方針の内容について

当社は、当社株式について大量取得を目的に買付けがなされる場合、または当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされる場合、それに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるものと考えております。

また、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的に向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件より有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものが存する可能性があります。

当社は、このような大規模な買付行為等を行う者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される範囲において当社グループの企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための適切な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

(3) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは、2036年の創業370周年を見据えた長期ビジョン「YUASA vision 370」と、2026年4月から2031年3月までの5カ年を対象とする中期経営計画「Reborn 2031」を策定しました。新たなグループビジョンとして、実現したい社会を「つなぐ力で社会の基盤を支え、豊かな、変化に強い未来を実現する」、あるべき姿を「社員の想像力と経験を育み、人とソリューションで社会課題を解決する」と定め、当社の強みである「人財」を中心に据え、今まで以上に社員が活躍できる風土改革を実現し、サステナビリティ経営を推進することで、企業価値向上を目指してまいります。

なお、当社は、いわゆる「買収への対抗措置」を現時点では導入しておりませんが、株主、投資家の皆さまから負託された責務として、当社の株式取引や異動の状況を注視し、当社株式を大量取得しようとする者が出現した場合には、社外の専門家等を中心とする委員会を設置し、当該買収提案の評価や買付者との交渉を行うとともに、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えます。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の株式の大量取得を目的とする買付けについては、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案の当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しておりますが、上記の基本方針に照らし具体的な対抗措置が必要な場合は、次の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ①当該措置が上記基本方針に沿うものであること
- ②当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
- ③当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

2 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、従来より業績に応じた適正かつ安定的な配当を重要な経営課題のひとつと位置づけ、財務体質の強化や成長戦略に基づく内部留保の充実との均衡ある配当政策を基本方針としております。この基本方針に基づき、株価の動向や財務状況等を考慮しながら有効な利益還元策としての自己株式の取得などを含めた機動的な配当政策を実施し、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう努力してまいります。なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

このような基本方針のもと、当期の期末配当金につきましては、以上の業績並びに財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実などを勘案した上で、2026年5月8日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当114円とさせていただきます。この結果、年間配当金は2025年12月に実施した中間配当金76円と合わせて190円となり、連結での株主還元率は33.6%となります。

また、次期の配当につきましては、1株当たり中間配当73円、期末配当117円とし、年間配当は190円（連結株主還元率35%以上、DOE（株主資本配当率）3.5%以上）とさせていただきます予定です。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	215,276
現金及び預金	48,646
受取手形、売掛金及び契約資産	96,241
電子記録債権	46,039
棚卸資産	20,220
その他の	4,197
貸倒引当金	△69
固定資産	88,231
有形固定資産	46,786
賃貸用固定資産	1,185
建物及び構築物	4,278
機械及び装置	239
工具、器具及び備品	632
土地	39,903
リース資産	267
建設仮勘定	280
無形固定資産	15,666
のれん	1,303
その他の	14,363
投資その他の資産	25,778
投資有価証券	18,219
長期金銭債権	928
繰延税金資産	585
退職給付に係る資産	157
その他の	5,965
貸倒引当金	△78
資産合計	303,507

負債の部	
科目	金額
流動負債	173,290
支払手形及び買掛金	92,466
電子記録債務	56,845
短期借入金	3,587
リース債務	107
未払法人税等	3,288
賞与引当金	3,539
役員賞与引当金	88
その他の	13,366
固定負債	8,771
長期借入金	1,210
リース債務	210
繰延税金負債	2,095
役員退職慰労引当金	252
株式給付引当金	310
役員株式給付引当金	233
退職給付に係る負債	1,426
その他の	3,031
負債合計	182,061
純資産の部	
科目	金額
株主資本	111,822
資本金	20,644
資本剰余金	6,756
利益剰余金	87,324
自己株式	△2,902
その他の包括利益累計額	8,104
その他有価証券評価差額金	6,089
繰延ヘッジ損益	39
為替換算調整勘定	1,973
退職給付に係る調整累計額	1
新株予約権	108
非支配株主持分	1,411
純資産合計	121,446
負債及び純資産合計	303,507

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目					内訳	金額
売上	上	原	高			545,027
売上	上	原	価			480,015
売上	上	総	利	益		65,011
販売費	及	び	一	般	管	理
費					費	48,271
営業	業	利	益			16,740
営業	外	収	益			
受取	取	利	息	131		
受取	配	当	金	423		
その他	の		他	283		837
営業	外	費	用			
支払	利	息		190		
支持	分	法	に	よ	る	投
為替	替	差	損	73		失
その他	の		他	53		損
				23		341
経常	利	益				17,236
特別	利	益				
固定	資	産	売	却	益	20
投資	有	価	証	券	売	却
抱合	せ	株	式	消	滅	差
特別	損	失				83
固定	資	産	売	却	損	0
固定	資	産	除	却	損	16
減損	損	損	失			185
支払	補	償	料	41		
その他	の		他	24		267
税金	等	調	整	前	当	期
純	利	益				17,052
法人	税	、	住	民	税	及
び	事	業	税			4,793
法人	税	等	調	整	額	139
当	期	純	利	益		12,118
非	支	配	株	主	に	帰
属	す	る	当	期	純	利
益						98
親	会	社	株	主	に	帰
属	す	る	当	期	純	利
益						12,020

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日期首残高	20,644	6,755	79,637	△2,976	104,060
連結会計年度中の変動額					
連結範囲の変動			△212		△212
剰余金の配当			△4,120		△4,120
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,020		12,020
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		0		78	79
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	7,687	73	7,761
2026年3月31日期末残高	20,644	6,756	87,324	△2,902	111,822

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
2025年4月1日期首残高	3,113	△17	1,649	40	4,786	123	445	109,416
連結会計年度中の変動額								
連結範囲の変動								△212
剰余金の配当								△4,120
親会社株主に帰属する 当期純利益								12,020
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								79
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	2,975	56	323	△38	3,318	△15	965	4,268
連結会計年度中の変動額合計	2,975	56	323	△38	3,318	△15	965	12,029
2026年3月31日期末残高	6,089	39	1,973	1	8,104	108	1,411	121,446

計算書類

貸借対照表 (2026年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	177,277
現金及び預金	36,990
受取手形	5,101
電子記録債権	37,898
売掛金	80,855
棚卸資産	12,520
短期貸付金	1,641
未収入金	301
その他の	1,982
貸倒引当金	△13
固定資産	94,562
有形固定資産	36,152
賃貸用固定資産	0
建物及び構築物	1,302
機械及び装置	118
工具、器具及び備品	364
土地	34,085
建設仮勘定	281
無形固定資産	12,440
ソフトウェア	12,437
その他の	2
投資その他の資産	45,969
投資有価証券	13,912
関係会社株式	26,697
関係会社出資金	234
長期金銭債権	799
差入保証金	3,755
その他の	586
貸倒引当金	△16
資産合計	271,840

負債の部	
科目	金額
流動負債	172,660
支払手形	2,322
電子記録債務	48,940
買掛金	77,948
短期借入金	2,464
リース債務	1
未払法人税等	2,206
預り金	28,663
賞与引当金	2,220
役員賞与引当金	84
その他の	7,807
固定負債	5,007
長期借入金	1,000
リース債務	3
繰延税金負債	736
株式給付引当金	310
役員株式給付引当金	233
その他の	2,722
負債合計	177,667
純資産の部	
科目	金額
株主資本	89,286
資本剰余金	20,644
資本剰余金	6,778
資本準備金	6,777
その他の資本剰余金	0
利益剰余金	64,766
その他の利益剰余金	64,766
繰越利益剰余金	64,766
自己株式	△2,902
評価・換算差額等	4,778
その他有価証券評価差額金	4,741
繰延ヘッジ損益	36
新株予約権	108
純資産合計	94,172
負債及び純資産合計	271,840

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	内訳	金額
売上高		385,134
売上原価		346,509
売上総利益		38,624
販売費及び一般管理費		28,029
営業利益		10,595
営業外収益		
受取利息	113	
受取配当金	1,831	
その他の	329	2,273
営業外費用		
支払利息	401	
その他の	6	407
経常利益		12,462
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	458	461
税引前当期純利益		12,000
法人税、住民税及び事業税		2,705
法人税等調整額		148
当期純利益		9,146

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	その他利益剰余金			
				特別償却準備金	繰越利益剰余金		
2025年4月1日期首残高	20,644	6,777	－	124	59,616	△2,976	84,187
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△4,120		△4,120
当期純利益					9,146		9,146
自己株式の取得						△5	△5
自己株式の処分			0			78	79
特別償却準備金の取崩				△124	124		－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	0	△124	5,150	73	5,099
2026年3月31日期末残高	20,644	6,777	0	－	64,766	△2,902	89,286

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2025年4月1日期首残高	2,462	△14	2,448	123	86,758
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△4,120
当期純利益					9,146
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					79
特別償却準備金の取崩					－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	2,279	50	2,329	△15	2,314
事業年度中の変動額合計	2,279	50	2,329	△15	7,414
2026年3月31日期末残高	4,741	36	4,778	108	94,172

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社YUASA
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 三 ツ 木 最 文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岡 部 誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社YUASAの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社YUASA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リ

スクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社Y U A S A
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	三	ツ	木	最	文
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岡		部		誠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Y U A S Aの2025年4月1日から2026年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社YUASA 監査役会

常 勤 監 査 役	前 冨	威 〇
常 勤 監 査 役	大 谷	充 〇
社 外 監 査 役	本 田	宏 〇
社 外 監 査 役	加 城	光 〇
		千 波 〇

以 上

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。